

第6章 その他規則で定める事項

対象事業を実施するにあたり、必要となる許認可等又は届出の内容について、表 6-1 に示す。

表 6-1 許認可等又は届出の内容

事業の種類	許認可権者	摘 要
①その他の土地の造成	福岡市長	都市計画法第 29 条第 1 項
②土地区画整理事業	国土交通大臣	土地区画整理法第 52 条第 1 項